

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示及び技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示新旧対照条文

- 一 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）（本則関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 二 技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）（本則関係）・・・・・・・・・・・・・・・・2

○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）

改正案	現行
<p>（荷役機械の性能規定） 第八十一条（略）</p> <p>2  前項に規定するもののほか、船舶との荷役の用に供する軌道走行式荷役機械の性能規定にあつては、風による逸走を防止するための適切な機能を有すること。</p> <p>3  第一項に規定するもののほか、石油荷役機械の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（荷役機械の性能規定） 第八十一条（略） （新設）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、石油荷役機械の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 （略）</p>

○技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）

改正案	現行
<p>（危険防止に関する対策）</p> <p>第四条 技術基準対象施設の設置者は、省令第四条第四項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、次の各号に掲げる対策を行うことを標準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 運用時において、当該施設の移動を伴うものについては、当該施設の風による逸走防止に必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備又は当該施設の管理者等により整備された運用規程の確認</p> <p>2 （略）</p>	<p>（危険防止に関する対策）</p> <p>第四条 技術基準対象施設の設置者は、省令第四条第四項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、次の各号に掲げる対策を行うことを標準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備又は当該施設の管理者等により整備された運用規程の確認</p> <p>2 （略）</p>